

事例 1

事例の概要

【税理士法違反の態様及び関係条項】

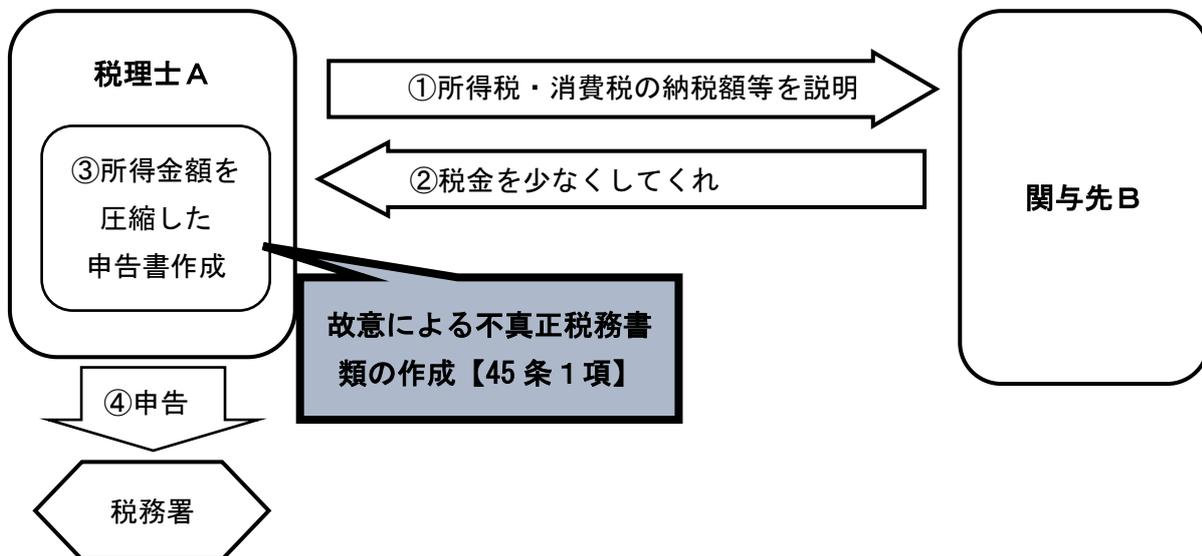
税理士：故意による不真正税務書類の作成

☞ 税理士法第 45 条第 1 項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当

【事例の概要】

- 1 税理士 A は、個人事業主である関与先 B に対して所得税及び消費税の納税額等を説明した際に、関与先 B から「こんなに税金を払いたくない。もっと税金を少なくしてくれ。」との依頼を受けた。
- 2 税理士 A は、関与先 B に「税金を少なくしてくれと言われても、そんなことできません。他に見せてもらっていない経費とかあれば計算し直しますが。」と言ったが、関与先 B からは「他に経費なんてない。税理士だろ、お前が何とかしろ。」と強く言われた上、「お前が何とかしないなら、他の税理士に変えるぞ。」と言われた。
- 3 税理士 A は、関与先 B の意向に沿った内容で申告書を作成しないと顧問契約を解除されてしまうと考え、不正な行為であると承知の上で、架空支払手数料を計上し所得金額を圧縮した内容の所得税及び消費税等の確定申告書を作成《故意による不真正税務書類の作成》し、税務署に提出した。
- 4 税理士 A は、税理士法上の調査において、自身の行為が税理士法第 45 条第 1 項に該当していることを認め、深く反省するとともに、二度と税理士法に違反しないことを誓約した。

【形態図】



【留意すべき事項】

- 不真正税務書類の作成（法 45①） ➡ 税理士が事実と反することを認識していれば該当。事実と反するおそれがあると認識していても該当する。
- 助言義務（法 41 の 3） ➡ 不正経理を知った際には是正を求めなければならない。
- 不正経理が分かった際には「助言する勇気」、不正を依頼された際には「断る勇気」が大切。